

面積基準等

別表第4(第57条関係)

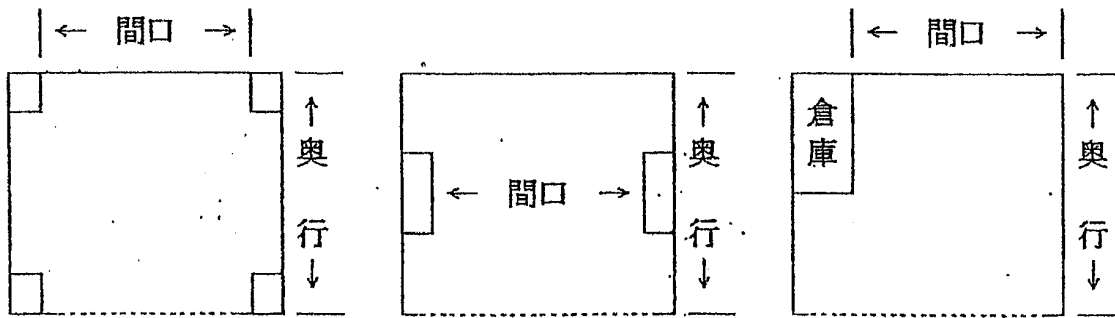
事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準					車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
			間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行
普通自動車分解整備事業	普通自動車（車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	原動機	5t以上	13t以上	12平方t以上	5t以上	13t以上	3.5t以上	11t以上
		動力伝達装置	5t以上	12t以上	7平方t以上	5t以上	12t以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5t以上	12.5t以上	7平方t以上	3.5t以上	12.5t以上			
	大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2tを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄にかかげるものを除く。）	原動機	5t以上	10t以上	12平方t以上	5t以上	10t以上	3.5t以上	8t以上
		動力伝達装置	5t以上	9t以上	7平方t以上	5t以上	9t以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5t以上	9.5t以上	7平方t以上	3.5t以上	9.5t以上			
	普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特殊の用途に供するものに限る、上2欄に掲げるものを除く。）	原動機	4.5t以上	8t以上	10平方t以上	4.5t以上	8t以上	3t以上	6t以上
		動力伝達装置	4.5t以上	7t以上	6平方t以上	4.5t以上	7t以上		
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置	3t以上	7.5t以上	6平方t以上	3t以上	7.5t以上				
普通自動車（上3欄に掲げるものを除く。）	原動機	4t以上	8t以上	8平方t以上	4t以上	8t以上	3t以上	5.5t以上	
	動力伝達装置	4t以上	6t以上	5平方t以上	4t以上	6t以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.8t以上	6.5t以上	5平方t以上	2.8t以上	6.5t以上				

小型自動車分解整備事業	四輪の小型自動車	原動機	4 ^ℓ 以上	8 ^ℓ 以上	8平方 ^ℓ 以上	4 ^ℓ 以上	8 ^ℓ 以上	3 ^ℓ 以上	5.5 ^ℓ 以上
		動力伝達装置	4 ^ℓ 以上	6 ^ℓ 以上	5平方 ^ℓ 以上	4 ^ℓ 以上	6 ^ℓ 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置	2.8 ^ℓ 以上	6.5 ^ℓ 以上	5平方 ^ℓ 以上	2.8 ^ℓ 以上	6.5 ^ℓ 以上		
	連結装置								
	三輪の小型自動車	原動機	4 ^ℓ 以上	8 ^ℓ 以上	8平方 ^ℓ 以上	4 ^ℓ 以上	8 ^ℓ 以上	3 ^ℓ 以上	5.5 ^ℓ 以上
		動力伝達装置	4 ^ℓ 以上	6 ^ℓ 以上	5平方 ^ℓ 以上	4 ^ℓ 以上	6 ^ℓ 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置	2.8 ^ℓ 以上	6.5 ^ℓ 以上	5平方 ^ℓ 以上	2.8 ^ℓ 以上	6.5 ^ℓ 以上		
	連結装置								
	二輪の小型自動車	原動機	3 ^ℓ 以上	3.5 ^ℓ 以上	4平方 ^ℓ 以上	3 ^ℓ 以上	3.5 ^ℓ 以上	2 ^ℓ 以上	2.5 ^ℓ 以上
動力伝達装置									
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置									
軽自動車	原動機	3.5 ^ℓ 以上	5 ^ℓ 以上	6.5平方 ^ℓ 以上	3.5 ^ℓ 以上	5 ^ℓ 以上	2.5 ^ℓ 以上	3.5 ^ℓ 以上	
	動力伝達装置	3.5 ^ℓ 以上	4.4 ^ℓ 以上	4.5平方 ^ℓ 以上	3.5 ^ℓ 以上	4.4 ^ℓ 以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置	2.5 ^ℓ 以上	4.7 ^ℓ 以上	4.5平方 ^ℓ 以上	2.5 ^ℓ 以上	4.7 ^ℓ 以上			
連結装置									
軽自動車分解整備事業									

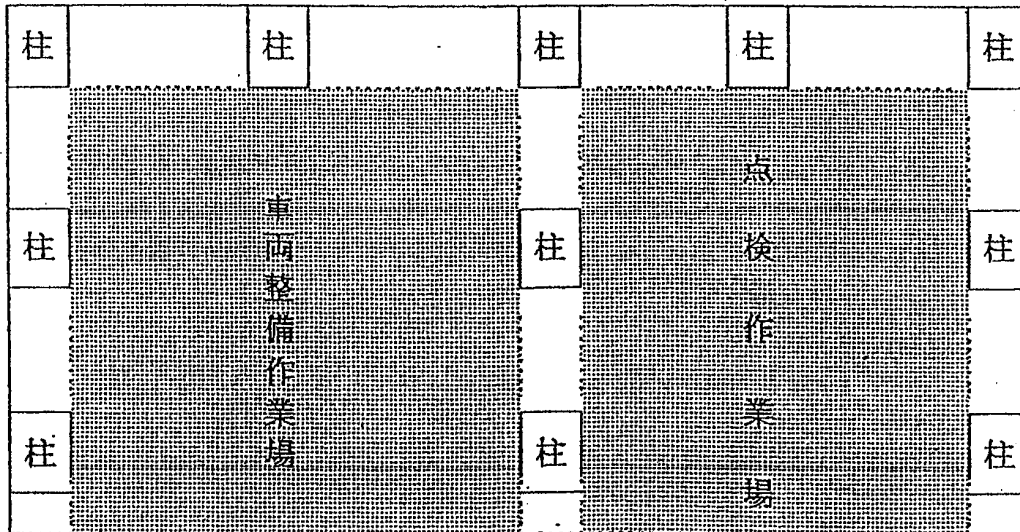
備考 二以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類毎に定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

※屋内作業場の間口・奥行きの測定方法等

屋内作業場の間口若しくは奥行の測定方法は、次のとおり作業場としての有効な寸法を測定し、また「間口×奥行」で求められる面積は現車作業場が行い得る有効な面積が確保されていること



—— 有効な面積とは ——



部分が有効な面積となる。